6. その他

○マイナンバーカードの取扱いにご注意ください

マイナンバーカードは、ＩＣチップやアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機器ですので、カードの保管・使用にあたっては以下の点に十分ご注意ください。

・高温や物理的な力に注意



カードが変形したり、電子部品が故障する可能性があります。自動車の中や暖房器具の近くなどの高温下に放置したり、カードの上に物を落とす・硬いもので傷をつけるなど衝撃を加えないよう注意してください。

・薬品や液体に注意



カードの顔写真がはがれるなど券面情報が損なわれる可能性があるため、水に濡れた状態で使用したり、除光液や殺菌用アルコールなどの薬品や液体で濡らさないよう注意してください。

・強い磁気に注意



カード裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する可能性があるため、テレビや携帯電話など強い磁気を発するものに近づけないよう注意してください。

○顔認証マイナンバーカードについて

(令和５年 12 月 15 日～)

マイナンバーカードは、４つの暗証番号を設定せず、本人確認書類と健康保険証としての利用のみに限定する『**顔認証マイナンバーカード**』にすることができます。健康保険証として利用する場合、暗証番号を設定しないため、顔認証または目視確認により本人確認を行います。なお『顔認証マイナンバーカード』は、コンビニ交付サービスやマイナポータルの利用などの暗証番号を使用する手続きは一切ご利用いただけません。『顔認証マイナンバーカード』への切り替えを希望する場合は、窓口でお申出ください。

○国外転出後もマイナンバーカードの申請が可能です

(令和６年５月 27 日～)

マイナンバーが付番された日（平成 27 年 10 月５日）以降に国外へ転出された日本国籍の方は、国外においてもマイナンバーカードの申請が可能です。パソコンまたはスマートフォンから「マイナンバーカード総合サイト」にアクセスし、オンライン申請を行ってください。

手続きの流れについてくわしくは市ホームページをご覧ください。＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

○特急発行制度について　(令和６年 12 月２日～)

マイナンバーカードの交付をすみやかに受ける必要がある、下記のいずれかに該当する方は、申請から約１週間でマイナンバーカードを自宅へ郵送する制度（＝『**特急発行**』制度）を利用できます。利用する場合は、市役所または出張所の窓口での手続きが必要です。

〔対象の方〕

○乳児（１歳未満の方）※　○紛失した方

○国外から転入した方　　○IC チップが破損した方

○追記欄の余白がなく、新しい住所・氏名等の記載ができない方

○個人番号を変更した方　等

申請には、必要な持ち物や申請期限があります。
くわしくは市ホームページをご覧ください。



※乳児（１歳未満の方）は出生届と同時に特急発行申請をすると簡単に手続きができます。乳児のマイナンバーカードは、顔写真がないものが発行されます。

申請方法などくわしくは、市ホームページをご覧ください。＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

○運転免許証と一体化した「マイナ免許証」について　(令和７年３月 24 日～)

マイナ免許証の利用には、免許センター等で手続きが必要です。また、一体化するためには「署名用電子証明書（英数字混在の６桁以上 16 桁以下の暗証番号）」の搭載が必要です。

※市役所でマイナ免許証に関する手続きはできません。

※更新や追記欄の満欄に伴いマイナンバーカードを申請する場合、引き続きマイナ免許証としてご利用いただくためには、オンラインでの申請が必要です。

○マイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載について　(令和８年５月 26 日～)

戸籍・住民票に氏名の振り仮名が記載（公証）されると、マイナンバーカードへ氏名の振り仮名を記載できます。お持ちのマイナンバーカードへの振り仮名の記載は必須ではありませんが、市役所又は出張所の窓口でマイナンバーカードの各種手続き（電子証明書の更新、暗証番号の再設定等）を行った際に、振り仮名を記載する手続きが必要になる場合があります。また、氏名の振り仮名が公証された方がマイナンバーカードを申請すると、カードの券面に振り仮名が印字されるようになります。

《ローマ字表記の氏名と西暦表記の生年月日について》

マイナンバーカードに氏名の振り仮名が記載された方は、ローマ字表記の氏名と西暦表記の生年月日が記載できます。記載を希望される場合はマイナンバーカードの券面記載事項変更手続きを行いますので、市ホームページにて手続き方法をご確認ください。

市ホームページはこちらから＞＞＞＞＞＞